

秋田市農山村地域活性化センターさとぴあバスケットゴール修繕業務仕様書

1 業務目的

本業務は、さとぴあに設置しているバスケットゴール（多目的ホール内）のバックボードに亀裂が生じていることから、当該バックボードと周辺器具の修繕を行うものである。

2 履行場所

秋田市上新城五十丁字小林190番地1

秋田市農山村地域活性化センター多目的ホール内 バスケットゴール

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

4 業務内容

業務内容は、別紙「さとぴあバスケットゴール修繕箇所図」に示す区域内での次の業務である。

- (1) バックボード プラスチック板1枚 交換
- (2) バックボード取付枠1枚 交換
- (3) ゴールリング1個 交換
- (4) ボードパッド1本 交換
- (5) フレーム接続器具1組 交換

5 提出書類

作業着手および進行に伴い、次の関係書類等を提出すること。

- (1) 全体実施工程表
- (2) 業務完了報告書
- (3) 完成写真（着手前、作業中、完成後）

6 安全管理

- (1) 業務実施の際は、常に細心の注意を払い、関係法令を遵守し、作業員等の安全を図るものとする。また、事故が発生した場合は、速やかに市へ報告するとともに、受注者の責任において処理すること。
- (2) 業務中は、適正な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。

7 事前調査

受注者は業務の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況、関連設備その他について綿密な調査を行い、十分実情を把握の上、着手すること。

8 業務完了

受注者は、業務が終了したときは、速やかに業務完了報告書に、完成写真を添えて提出すること。

9 疑義

業務実施に当たって疑義が生じた場合は、市と協議し、その指示に従うものとする。